

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定（中山間地域政策課）

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第3条第6項の規定により公示します。

名 称	智頭町複業協同組合
住 所	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭545番地
代表者の氏名	寺谷 誠一郎
事務所の名称	智頭町複業協同組合
事務所の所在地	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭545番地
地 区	鳥取県八頭郡智頭町
事 業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間満了の日	令和13年3月31日

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第5条第6項の規定による公示（中山間地域政策課）

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第5条第5項の規定による変更の届出があったので、同条第6項の規定により公示します。

区 分	変更後	変更前
名 称	智頭町複業協同組合	
住 所	鳥取県八頭郡智頭町智頭2067番地1	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭545番地
代表者の氏名	寺谷 誠一郎	
事務所の名称	智頭町複業協同組合	
事務所の所在地	鳥取県八頭郡智頭町智頭2067番地1	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭545番地
変更年月日	令和4年6月1日	